



## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書等提出シート

下記 1 の書類について、別添のとおり提出します。

### 記

1 提出書類 ＜該当を選択＞	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理計画書（PDF・書類 部） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理計画実施状況報告書（PDF・書類 部） <input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処理計画書（PDF・書類 1部） <input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（PDF・書類 1部）
2 提出者	(住所) 〒660-0842 尼崎市大高洲町11番地  (名称・代表者氏名) 株式会社大阪ソーダ 尼崎工場 工場長 門屋 純一
3 対象事業場	(所在地) (名称) 上に同じ  (事業場コード(6桁)) 920005
4 事業場データ	(業種コード(4桁)及び業種名) <del>化学工業・無機化学工業製品製造業・ソーダ工業 [1621]</del> <del>化学工業・無機化学工業製品製造業・その他の無機化学工業製品製造業 [1629]</del> <del>化学工業・有機化学工業製品製造業・その他の有機化学工業製品製造業 [1639]</del>  (フレーム：製造業は製品出荷額、その他は従業員数)  13,018百万円(令和4年度)
5 ご担当者	(所属) 環境品質課環境保安グループ  (氏名) 仲井 智洋  (電話) 06-6409-1009 (FAX) 06-6409-1575  (E-mail) tnakai@osaka-soda.co.jp

(その他事業所)

本用紙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第11項及び第12条の2第12項で定める公表対象の様式ではありませんので、同法により公表することはありません。

ただし、別添の様式はすべて公表されますので、別添の様式中に個人情報等を記載しないようご注意ください。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 28日

尼崎市長 殿

提出者



住所 尼崎市大高洲町11番地

氏名 株式会社大阪ソーダ 尼崎工場  
工場長 門屋純一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6409-1581

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 株式会社大阪ソーダ 尼崎工場

事業場の所在地 尼崎市大高洲町11番地

計画期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	ソーダ工業[1621] その他の無機化学工業製品製造業[1629] その他の有機化学工業製品製造業[1639]
②事業の規模	令和4年度製造品出荷額 13,018百万円
③従業員数	141人(令和5年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程」のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制図」のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 生産条件の最適化を行うことにより、排出量の低減を行っています。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、生産条件の最適化に取り組みます。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 7000引火性廃油、7425廃油(有害)、7110強酸(有害)、7428廃アルカリ(有害)、7427廃酸(有害)については、貯槽またはドラム缶に保管しています。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、7000引火性廃油、7425廃油(有害)、7110強酸(有害)、7428廃アルカリ(有害)、7427廃酸(有害)については、貯槽またはドラム缶に保管します。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 蒸留にて7425廃油（有害）のみを抽出し、蒸留分を再生利用しました。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 蒸留にて7425廃油（有害）のみを抽出し、蒸留分を再生利用します。		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 固液分離を行い、7425廃油（有害）のみを抽出することで減量化しました。			



## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 全量を優良認定処理業者へ処理委託済み		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き、全量を優良認定処理業者へ処理委託する。また、全量を再生利用業者へ委託する。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1894.95	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェスト導入済</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことにより減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

原料



加工・反応

① 7000 引火性廃油、7425 廃油（有害）

② 7110 強酸（有害）



精製・成型

② 7110 強酸（有害）



検査



製品

① 7000 引火性廃油、7425 廃油（有害）

収集運搬 → 焼却、蒸留（主に再生利用業者）

② 7110 強酸（有害）

収集運搬 → 中和、焼却

原料



電気分解

装置分解整備

③ 7428 廃アルカリ（有害）

④ 7427 廃酸（有害）



濃度調整



検査



製品

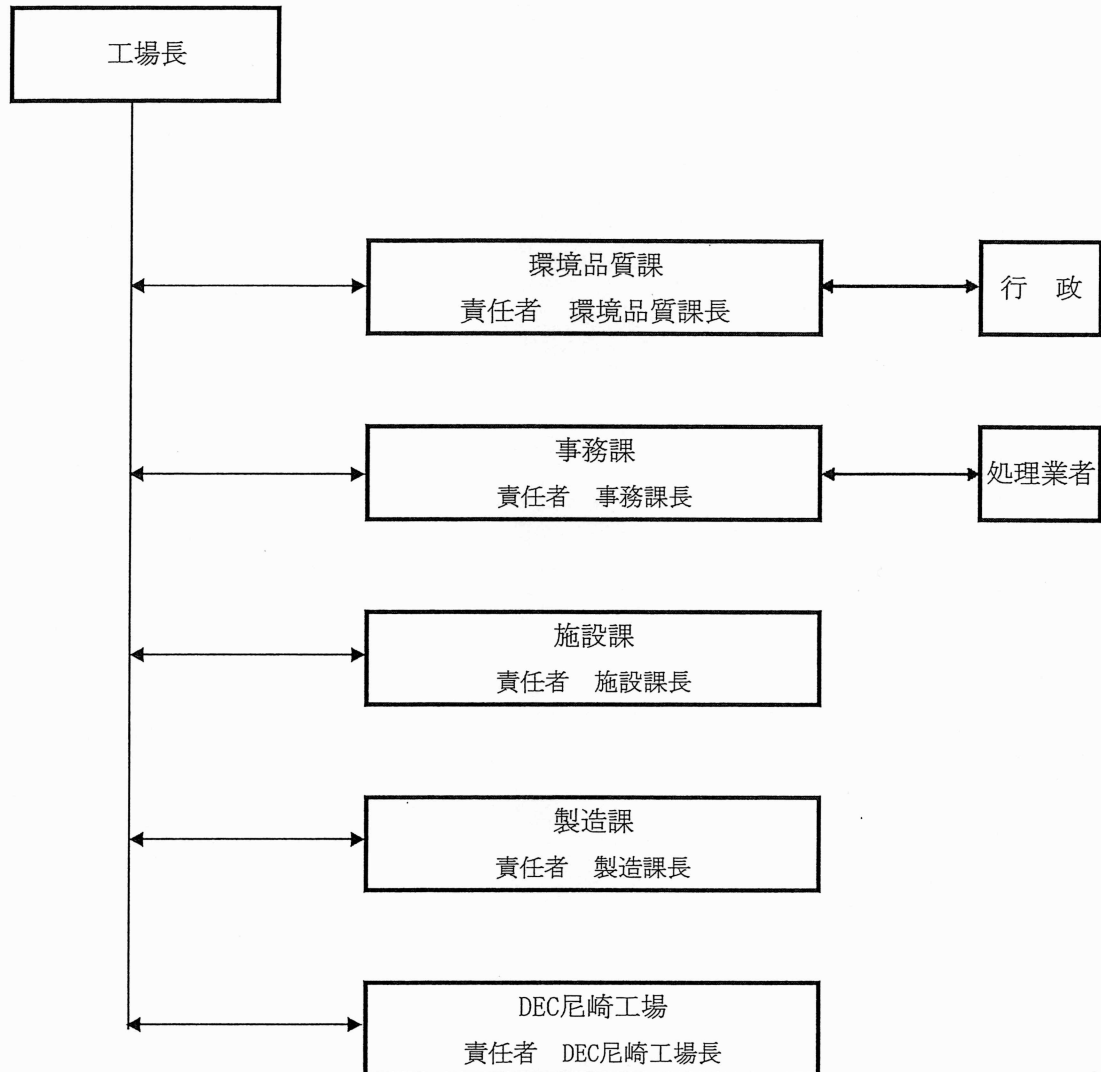
電気分解設備の整備等による排出です。

製造に伴う定常排出ではありません。今回のみの排出になります。

③ 7428 廃アルカリ（有害）、④ 7427 廃酸（有害）

収集運搬 → 中和、無害化

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制図



### 分担

環境品質課、事務課

1. 廃棄物処理計画等の策定、行政への報告
2. 廃棄物処理委託契約等、引渡し
3. 工場内の他部署への関係法規等の教育、啓発、指導監督
4. 廃棄物の保管管理（特別管理産業廃棄物管理責任者）

施設課、製造課、DEC尼崎工場

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【 前 年 度 ( 令 和 4 年 度 ) 実 績 】							
①現状	特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性 廃油	7425 廃油 (有害)	7110 強酸 (有害)	7428 廃アル カリ(有害)	7427 廃酸 (有害)	合計
	排 出 量	3.92t	1,525.76t	9.98t	354.33t	0.96t	1,894.95t
【 目 標 】							
②計画	特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性 廃油	7425 廃油 (有害)	7110 強酸 (有害)	7428 廃アル カリ(有害)	7427 廃酸 (有害)	合計
	排 出 量	4.60t	1,973.20t	8.54t	0.00t	0.00t	1,986.34t

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【 前 年 度 ( 令 和 4 年 度 ) 実 績 】							
①現状	特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性 廃油	7425 廃油 (有害)	7110 強酸 (有害)	7428 廃アル カリ(有害)	7427 廃酸 (有害)	合計
	自ら再生利用 を行った特別 管理産業廃棄 物の量	0.00t	500.60t	0.00t	0.00t	0.00t	500.60t
【 目 標 】							
②計画	特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性 廃油	7425 廃油 (有害)	7110 強酸 (有害)	7428 廃アル カリ(有害)	7427 廃酸 (有害)	合計
	自ら再生利用 を行う特別管 理産業廃棄物 の量	0.00t	647.40t	0.00t	0.00t	0.00t	647.40t



